

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

源泉徴収が必要な報酬とは?! 源泉徴収と納税のキホン

もうこれで
間違わない



報酬・料金等と源泉徴収

所得税法第204条に規定されている報酬・料金、契約金又は賞金の支払いをする場合には、支払いを行う際に源泉徴収を行い、税務署に納税する義務があります。源泉徴収が必要な報酬として、税理士報酬や弁護士報酬などは馴染みがありますが、それ以外にも、源泉徴収が必要な報酬があり、報酬・料金等の支払い先が、個人であるか法人であるかによって取扱いも異なります。報酬の種類によって、納付する際の徴収高計算書の種類や納期限も異なりますので、実務者は制度をよく理解しておく必要があるでしょう。

1 源泉徴収が必要な報酬・料金とは

居住者*に対し、国内で次の報酬・料金等の支払をする者は、その支払の都度、所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

*国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人のこと。

条文	報酬・料金等	源泉徴収税額
所法第204条 第1項第1号	原稿・挿絵・写真・作曲・デザインの報酬、レコード等の収録の報酬、放送謝金、著作権・著作隣接権・工業所有権等の使用料、講演等の報酬・料金、芸芸等の教授・指導料、脚本・脚色の報酬・料金、翻訳・通訳の報酬、校正等の報酬・料金、投資助言業務に係る報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
所法第204条 第1項第2号	弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、経理士、会計士補、社会保険労務士又は弁理士の業務、企業診断員の業務に関する報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
	司法書士の業務に関する報酬・料金、土地家屋調査士の業務に関する報酬・料金、海事代理士の業務に関する報酬・料金	(左の報酬・料金の額-1回の支払につき1万円)×10.21%
	測量士又は測量士補の業務に関する報酬・料金、建築士の業務に関する報酬・料金、建築代理士の業務に関する報酬・料金、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の業務に関する報酬・料金、技術士又は技術士補の業務に関する報酬・料金、火災損害鑑定士又は自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
所法第204条 第1項第3号	社会保険診療報酬支払基金法の規定により社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(左の診療報酬の額-その月分として支払われる金額につき20万円)×10.21%
所法第204条 第1項第4号	職業野球の選手・職業拳闘家・プロサッカー選手・プロテニスの選手・プロレスラー・プロゴルファー・プロボウラー・自動車のレーサー・競馬の騎手・自転車競技の選手・小型自動車競走の選手・モーターボート選手の業務に関する報酬・料金 モデルの業務に関する報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
	外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金	(左の報酬・料金の額-控除金額*)×10.21% *控除金額…同一人に対してその月中に支払われる金額について12万円(別に給与の支払があるときは、12万円からその月中に支払われる給与の金額を控除した残額)
所法第204条 第1項第5号	映画、演劇その他芸能又はラジオ放送やテレビジョン放送の出演や演出又は企画の報酬・料金 芸能人の役務の提供を内容とする事業を行う者のその役務提供に関する報酬・料金	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%

所法第204条第1項第6号	ホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(左の報酬・料金の額-控除金額*)×10.21% ※控除金額…同一人に対して1回に支払われる金額について5,000円にその支払金額の計算日数を乗じて計算した金額(別に給与の支払をする場合には、その計算した金額からその計算期間の給与の額を控除した残額)
所法第204条第1項第7号	役務の提供を約すること等により一時に支払われる契約金	左の契約金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
所法第204条第1項第8号	事業の広告宣伝のための賞金	(左の賞金品の額-控除金額*)×10.21% ※控除金額…同一人に対し1回に支払われる賞金品の額について、50万円

【ここに注目!】これらの報酬・料金等の支払先が内国法人の場合は、源泉徴収する必要はありません。

2 具体的な事例



① 大学教授個人に講演料100,000円を支払う場合

大学教授個人への講演料は、前ページ①の所法第204条第1項第1号に該当します。

【税額計算】 $100,000円 \times 10.21\% = 10,210円 \Rightarrow$ 支払った月の翌月10日までに、報酬・料金等の所得税徴収高計算書で納付します。
大学教授には、税金を天引きした金額89,790円を支払います。

【ポイント】手取り額を100,000円にしたい場合は、グロスアップ計算が必要です。

(1) 税率が10.21%の場合……………手取額÷0.8979=支払金額

(2) 二段階税率の適用がある場合……(手取額-102,100)÷0.7958=支払金額

したがって、講演料を手取り100,000円で支払う場合は、次のようになります。

支払金額……………100,000円÷0.8979=111,370円

源泉徴収税額……………111,370円×10.21%=11,370円(1円未満の端数は切り捨て)

手取額……………111,370円-11,370円=100,000円

※二段階税率は、支払金額が100万円を超える場合に、100万円までは10.21%で、100万円を超える部分が20.42%の税率になります。

② 税理士の顧問料55,000円(内消費税5,000円)を支払う場合

税理士の顧問料は、前ページ①の所法第204条第1項第2号に該当します。源泉徴収の対象となる金額は、原則として報酬・料金として支払った金額の全部、つまり、このケースでは55,000円となりますが、請求書に報酬50,000円、消費税5,000円と記載されるなど、報酬金額と消費税等の額とが明確に区分されている場合には、報酬金額だけを源泉徴収の対象としても構いません。

【税額計算】 $50,000円 \times 10.21\% = 5,105円 \Rightarrow$ 支払った月の翌月10日までに、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書で納付します。
納納の特例の適用を受けている場合は、1~6月分を7月10日、7~12月分を翌年1月20日までに納付します。

③ 会社のイベントに招聘したタレントに出演料1,200,000円を支払う場合

タレントの出演料は、前ページ①の所法第204条第1項第5号に該当します。手取計算方法は、上記①の【ポイント】をご参照ください。

【税額計算】 $1,000,000円 \times 10.21\% + 200,000円 \times 20.42\% = 142,940円 \Rightarrow$ 支払った月の翌月10日までに、報酬・料金等の所得税徴収高計算書で納付します。

3 インボイス制度と源泉徴収

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。それに伴い、支払者(当社)が消費税の課税事業者である場合には、次の事項の確認が必要になります。

① インボイス登録事業者の確認

報酬・料金の支払先がインボイスの登録事業者かどうか確認します。相手先が登録事業者であるかは、請求書に記載された登録番号で確認できますが、記載が無い場合や番号の確認などは、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトで行うことができます。

② 当社に代わって、報酬・料金等の支払先が交通費や宿泊代などを立替払している場合

源泉徴収の制度では、支払者(当社)が直接、交通機関やホテル等に支払う交通費、宿泊費等で、その金額が通常必要な範囲内のものがある場合は源泉徴収をしなくてもよいことになっています。

つまり、報酬・料金等の支払先である取引先が、当社に代わって立替払していることが明らかである場合には、源泉徴収が不要ということです。単に、請求書に「宿泊代〇〇円」と記載されているだけのよう場合は、報酬の一部として源泉徴収を行う必要があります。

インボイス制度導入後は、原則として、インボイス(適格請求書等)と立替精算書等の交付・保存が必要になります。

インボイス制度導入後は、次の点に留意が必要です。

(1) 立替払をした相手先(B社)に交付されたC社からのインボイスを当社(A社)が受領しても、当社に交付されたインボイスとすることはできず、消費税の課税仕入れはできません。

(2) 当社(A社)が課税仕入れを行うためには、C社からのインボイスと立替払をしたB社からの立替金精算書等の交付を受け、それらの書類の保存を行う必要があります。

